

【1982年11月24日】老人保健法による医療について（メモ）

中央社会保険医療協議会（懇）

昭和57年11月24日

老人保健法による医療について（メモ）

1. 老人保健法の趣旨及びねらい

老人保健法は、国民の健康に対する自己責任の認識に立脚し、壮年期からの健康づくりからリハビリテーションに至る各種保健事業の総合的な推進を図るとともに、老人にも医療を受ける際に無理のない範囲の一部負担金の支払をもとめることによって、健康への自覚を高め、適切な受診を確保する等により、老人医療費の効率化を図り、今後も避けられない老人医療費の増嵩を最少限のものとしていくことをねらいとしている。

したがって、老人保健の診療報酬は、老人の心身の特性等を考慮した適切なものであると同時に、老人医療費の効率化に資する合理的なものとなるよう定める必要がある。

2. 老人の診療方針（取扱い及び担当に関する基準）についての考え方

- (1). 老人の心身の特性を踏まえて診療の必要があると認められる疾病や負傷に対して、適切な診断のもとに、老化に伴う心身機能の低下が基盤にあることを配慮しながら、妥当適切に行う。
- (2). 診療に当たっては、老人の心身や疾病の状態を観察し、老人のこころや心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮することが必要である。
- (3). 老人に対し健康に対する自己責任の自覚を高めさせ、また老人の日常生活及び家庭環境を的確に把握して、本人や家族に対し、病状に応じた適切な指導を行うことが大切である。
- (4). 診断に当たっての検査は、診療上必要があると認められる場合に行い、処置等も必要の程度に応じて適切に行う必要がある。
- (5). 注射、点滴、投薬を行う際にも、栄養、安静、運動、その他療養上の指導を行うことにより治療上の効果をあげることができるかどうかという点について十分検討したうえで、老人の心身の特性をふまえて最も効果的であると考えられる方法をとる。
- (6). 入院については、療養上の必要性について十分検討し、家庭に置ける療養条件の不備等社会的事由のため入院させるようなことは行わない。

療養上入院の必要がなくなった場合は速やかに退院させ、地域や家庭における医療へ積極的に転換するようにし、また、退院に際しては、必要に応じ本人または家族に適切な指導を行うことが望ましい。

3. 老人の診療報酬設定の方向と検討すべき事項

(方 向)

入院医療から地域及び家庭における医療への転換
投薬、点滴に依存した医療から指導を重視した医療への転換
老人に対する医療の適正化
保健と医療との連携

(検討すべき事項)

- 、入院期間の短縮及び入院医療の適正化（入院時医学管理料との関係）
- 、退院時の指導の充実
- 、本人及び家族に対する療養上の生活指導の重視
- 、主治医機能の強化と家庭医の普及
- 、在宅療養者に対する指導の重視（訪問看護など）
- 、老人の特性をふまえた技術料の再評価
- 、老人の特性をふまえた医療従事者の配置についての検討
- 、いわゆる老人病院における医療の適正化